



実に通報するため、次の取組を行うこと。

(1) 署における原則的な取扱い

許可を受けた建設業者又はその役員若しくは使用人を送検した事案について

(2) 署における事案管理

許可を受けた建設業者又はその役員若しくは使用人を送検した事案について、

なお、検察庁が独自に被疑者として立件した者及び法人について

(3) 局における原則的な取扱いと事案管理

署から、通報事案の通知があった場合には、通報すべき時期に確実に都道府県知事あて通報すること。

なお、署からの通知に遅延等が発生しないよう、局管理者においても、通常の業務指導等で把握している建設業に係る事業者の司法事案について、

適切に管理すること。

2 通報すべき時期を過ぎた事案への対応について

本通報の対象要件に該当する事案について、通報すべき時期に通報しないということは、本来あってはならないことであるが、地方監察等の際にそのような事案を確認した場合には、通報対象者が予期しない時期に不利益を被ることの無いよう、対応方針について予め本省と協議した上で、適切に対応すること。